

第6章 計画の推進

1. 推進体制

環境基本計画の目的は、計画に盛り込まれた施策を実行し、本市にとって望ましい環境像を実現することです。

そのためには、市民・事業者・市等が共通の認識を持ち、それぞれの役割と責任を担い、相互の連携と協力により、目的達成のための努力を続けることが大切です。

このため、各主体のパートナーシップを基礎とした協働によって、より強力に計画が推進されるような体制の構築を目指します。

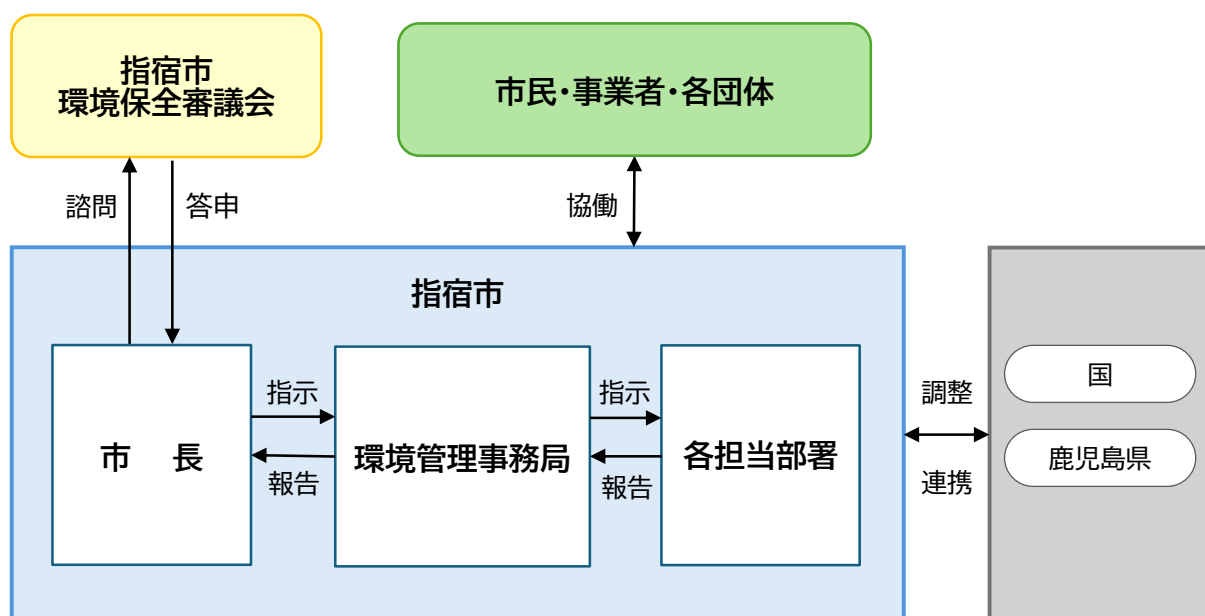


図 6-1 環境基本計画の推進体制図

【指宿市環境保全審議会】

指宿市環境保全審議会(以下、「審議会」という。)は、市長の諮問に応じ、環境保全に関する基本的事項について調査審議し、意見を述べます。

市長は、審議会に対して、環境基本計画の策定およびその変更に関する諮問を行うとともに、審議会からの答申を受けて、計画の推進に努めます。

2. 周知方法

環境基本計画に基づく市民・事業者等の自主的な環境保全活動が継続的に実践されるよう、次のように計画の周知を図ります。

(1) 計画書の公開

環境基本計画をホームページで公開し、誰でも、いつでも見ることができるようにします。

(2) 各種イベントの開催

市民・事業者を対象とした環境イベントを開催し、計画の周知や推進のための啓発を行います。

(3) 本計画に係る情報の共有

市のホームページや広報紙を活用して環境基本計画の情報を提供し、それらを通じて計画の進捗状況をお知らせします。

3. 進捗管理

環境基本計画の実効性を確保していくために、実施状況を確認し、計画の進捗状況を適切に管理し、これを広く公表するとともに、改善すべき点があれば、柔軟に見直しを行いながら進めます。

本計画を着実に推進するため、本計画(Plan)に対して、実施状況(Do)を点検・評価(Check)し、見直す(Action)というPDCAサイクルを繰り返すことで、継続的な改善を図りながら進捗管理を行います。

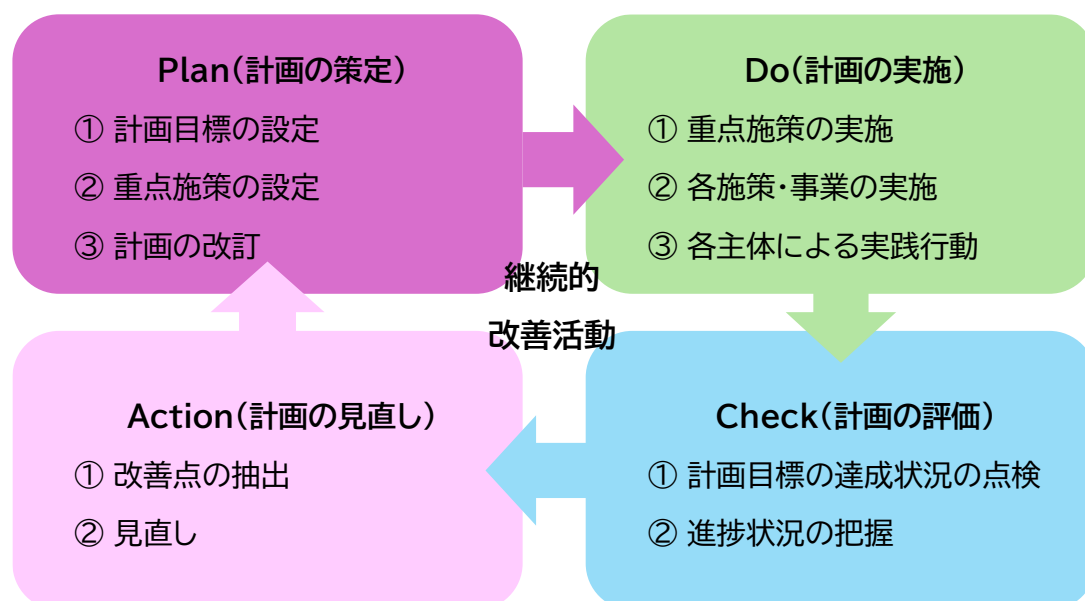


図 6-2 PDCAサイクル

4. 財政措置

市は、この計画に掲げる施策を実施するために、必要な財政上の措置およびその他の措置について検討します。

また、計画の進捗状況、環境の状況等を勘案するとともに、施策が総合的・計画的に推進できるよう努めます。

5. 見直し

速やかな対応が必要な新たな課題や、社会経済情勢および環境を巡る状況の変化等に柔軟かつ適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。